



1 事業報告書作成の留意事項

認証紛争解決事業者は、毎事業年度の経過後 3 か月以内に事業報告書等を作成し、法務大臣に提出する必要があります（ADR 法第 20 条）。

多くの事業者は、今後、提出時期が到来しますので、過去の例を踏まえ、作成上特に留意すべき事項を以下のとおりお知らせします。

なお、作成に当たっては、必要に応じて「認証申請・届出の手引」（注）をご活用ください。

（注）配布済みの青色冊子「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律関係資料集」（関係資料集）の 363 頁以下に掲載

第 2 面（1 認証紛争解決手続の業務の概要）

この面には、少なくとも次の①から⑤の事項を含めて記載してください（関係資料集 365, 366 頁）。

- ① 当期の認証紛争解決手続の業務の基本方針及び重点項目
- ② 当期の認証紛争解決手続の業務の収支の状況
- ③ 上記①、②のほか、当期の認証紛争解決手続の業務の動向（前事業年度実績との比較を含む。）
- ④ 認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識及び能力の維持向上のために実施した措置等
- ⑤ 来期に向けた業務の基本方針及び重点項目

第 7 面（6 他の事業の種類及び内容）

この面には、期末現在における認証紛争解決事業者が行う他の事業に関する事項を記載してください（関係資料集 367 頁）。「他の事業」とは、民間紛争解決手続の業務以外の業務行う事業を指します（関係資料集 245 頁）。認証紛争解決手続の業務は記載不要ですので、ご注意ください。

第 10 面（9 意思決定機関の状況）

この面には、当期の期首から期末までの間に開催された認証紛争解決事業者の意思決定機関の会議（株主総会、役員総会など）のうち、認証紛争解決手続の業務に関する事項が議事とされたものについて、①会議の種類、②開催の年月日、③決議した事項、④その他会議に関する重要な事項を記載します（関係資料集 368 頁）。例えば、定時総会の予算・決算に関する事項の中に、認証紛争解決業務に関する事項があれば、この面に記載が必要です（なお、添付された資料の中に上記内容の記載がある場合、資料の該当箇所を引用する方法でも差し支えありません。）。

2 実務研修・実務情報交換会が開催されます（東京）

（財）日本 ADR 協会主催の「（東京）実務研修・実務情報交換会」が、以下のとおり開催されます。

◇ 実務研修テーマ

ADR における両当事者の橋渡しと相互影響力 ～ケースマネジメントを中心に～

日時：平成 28 年 2 月 23 日（火）午後 2 時～5 時
会場：公益社団法人商事法務研究会（3 階会議室）
東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10
茅場町ブロードスクエア

同協会では、毎年、ADR 実務に関する「実務研修・実務情報交換会」を、東京及び大阪で実施しており、今回は、東京会場での開催です。

内容は、本紙第 26 号でご紹介させていただいた、昨年 12 月の大阪開催と同様で、実務研修のほか、「実務情報交換会」も予定されています。

同協会の会員以外でも参加できるとのことで、参加について、ご検討してみたいでしょうか。

詳細や申込みの方法は、同協会のホームページ（<http://japan-adr.or.jp/>）をご覧ください。
申込み期限は、2 月 12 日（金）までです。

3 アピールポイント一覧の更新作業を進めています

昨年 12 月に協力依頼をさせていただきました「認証紛争解決事業者アピールポイント一覧」の更新作業につきましては、現在、提供いただいた資料を基に、形式の統一を図るなど、一覧作成のための作業を進めているところです。

今後、データの最終確認をお願いする予定ですので、ご協力願います。

また、同一覧は、かいけつサポートの HP に掲載するほか、法テラスなどの相談機関に配布する冊子の発行も予定しています。冊子の完成は、3 月下旬の予定です。

【お問い合わせ先】

法務省大臣官房司法法制部

審査監督課 紛争解決業務認証係

☎：03-3580-4111（代表）内線 5923, 2378

E-Mail: adr-c@moj.go.jp